

令和3年度 第1回 宇都宮市総合教育会議 議事録

- 1 日時 令和3年9月27日(月) 午前9時00分～午前9時55分
- 2 場所 宇都宮市役所14階 14A会議室
- 3 出席者
(構成員) 佐藤市長
小堀教育長, 伊藤一委員, 伊藤三千代委員, 大森委員, 檜山委員
(事務局) 教育次長, 学校教育担当次長, 教育企画課長, 総務担当主幹
学校教育課長, 教育センター所長
- 4 傍聴者 1名
- 5 議題 子どもと大人の情報モラルの向上とスマートフォン等の適正利用について

6 議事の内容

(1) 開会

青木教育次長

ただいまから、令和3年度第1回宇都宮市総合教育会議を開会いたします。本日の会議の進行を務めさせていただきます。教育次長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

(2) あいさつ

青木教育次長

はじめに、佐藤市長からごあいさつをお願いいたします。

佐藤市長

おはようございます。

昨今、地球温暖化の影響で秋がなくなってしまったような感じでありますが、日本の四季がこれからも存在し、秋を楽しんだり、春を心待ちにしたりということができれば良いと思っています。

そのような中で、皆さんの日常生活のリズムが大きく変わるようになってしまった新型コロナウイルスであります。宇都宮市も緊急事態宣言の措置がなされて、感染者数も大分落ち着いてまいりました。昨日の宇都宮市の感染者は2名ということで、一桁台になってきたと思っています。ワクチン接種が進んでいけば、感染者数は大分落ち着いて行くと思います。市民の皆さんが一人ひとりの行動として感染防止をしっかりとするとともに、できる限りワクチン接種をしていただく。ただし、これは自由でありますので、どうしても接種したくないという方には強制はできませんが、身体的な問題がなければ是非接種をしていただいて、ご協力をいただければと思います。宇都宮市で感染者数が大分多くなり44名となった時は、クラスターが原因でした。様々な方に協力をしていただかないとクラスターはなかなか潰せないというところがあります。感染経路をしっかりと抑えることが必要ですが、中には検査を受ける受けないは自由だから、PCR検査自体を受けないという方がいたのも事実であります。そういう状況の中で、やはり市民の皆さんの力が何としても必要でありますし、今後落ち着きましたら、宇都宮市の景気回復に向けてしっかりと力を入れてまいりたいと思っております。

本日のテーマについてであります。近年スマートフォンや携帯電話の普及によりまして、児童生徒がネットによるいじめや犯罪、そういったものに巻き込まれてしまう事例が全国各地で見受けられる状況であります。ICT機器の正しい利用方法やルール等の周知を徹底して、子どもたちを守っていかねばならないと思っています。特に教育現場におきましては、一人一台端末の活用が既に図られています。本日は子どもたちと大人の情報モラルの向上、また、スマートフォンの適正利用を図るため、教育委員会の皆さんと意見交換をしてみたいと思います。便利なものほど、うまく使えば社会のためになると思いますが、逆に使い方を間違えると、大変な厄介者にもなってしまいます。皆様方にはお時間を賜りますようお願いいたしまして、あいさついたします。よろしくお願いいたします。

青木教育次長

ありがとうございました。
続きまして、小堀教育長からごあいさつをお願いいたします。

小堀教育長

おはようございます。
教育委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。
本日は、今年度第1回目の総合教育会議を開催していただきまして大変ありがとうございます。
さて、本日の総合教育会議のテーマとして扱います、「子どもと大人の情報モラルの向上とスマートフォンの適正利用」につきましては、スマートフォンや携帯電話を所持する本市の児童生徒は年々増加傾向にありまして、教育委員会といたしましても児童生徒の発達段階に応じて、スマートフォン等の適切な利用方法を身に付けてもらえるよう、学校は元より家庭においても取り組むことが極めて重要であると認識しているところであります。こうしたことから本市におきましては、スマートフォン等の家庭での使用のルールを決めるなどの取組を盛り込んだ、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver.2」を昨年度策定するなど、スマートフォンや携帯電話の適正利用の推進や情報モラル教育に努めてまいりました。今後とも、ICTの推進が図られ、子どもたちにより身近なものになっていく中、こうした取組はますます重要であると考えております。本日の総合教育会議をきっかけとしまして、子どもから大人まで市民一人ひとりのスマートフォンの適正利用や情報モラルに対する意識の向上が図られることを期待するところであります。
結びになりますが、総合教育会議を通しまして、市長との連携をさらに強化しながら、教育未来都市宇都宮の実現に向けて、教育行政を推進してまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

青木教育次長

ありがとうございました。
ここからの議事の進行につきましては、市長にお願いしたいと思います。佐藤市長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事

佐藤市長

今回は、「子どもと大人の情報モラルの向上とスマートフォン等の適正利用について」をテーマといたします。

まずは、本市児童生徒のスマートフォン・携帯電話の所持状況や本市におけるスマートフォン等の適正利用に関する取組などにつきまして、教育委員会から説明をいただいたうえで、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

- ・ 本市児童生徒のスマートフォン・携帯電話の所持状況について
- ・ 本市におけるスマートフォン等の適正利用に関する取組について（学校教育課説明）
- ・ 本市立学校における情報モラル教育について（教育センター説明）

佐藤市長

ありがとうございました。

それでは、教育委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

伊藤一委員

弁護士であるので、情報モラルの法の理解と遵守について話をしたいと思います。子どもたちに詳しい法律の内容を話す必要はないと思っていますが、子ども自身が情報を発信したり、受け取ったりした時に、「それって合法？」と自問するようにして貰いたいと思います。小学校5・6年生以上でないと難しいかもしれませんが、情報モラルの授業の終わりに説例を設け、法律とは道徳の最低限のことなので、「それって合法？」という問いかけを、先生にも子どもたちにもして貰いたいと思います。判例も変わってきますので、先生がそれぞれについて詳しい知見を得る必要はなく、もし、「先生どうなのですか」と聞かれた場合には、「調べてごらん」と答えれば良いと思います。子どもたちは調べる能力があるので、それってどうなのだろうと思って調べ、まずいかもしれないという気付きを与えることが大切ではないかと思っています。法律という言葉を持ち出すと、すごく威嚇的だとか受け入れ難い面もあると思いますが、ネットいじめで自殺を選んでしまう子もいる中、これは最低限やってはいけないことだということを気付かせなければいけないので、「それって合法？」という問いかけをして貰うと良いのではないのでしょうか。侮辱罪が重罰化するという話もありますが、「それって合法？」という問いかけをするとしないとは大きな違いがあり、子どもたちにも影響を与えるのではないかと思っています。

スマートフォンは大変便利な道具で、中学3年生の所持率が80%ということですが、将来的には100%に近くなり、低学年化も進むのではないかと思います。子どもは親が持っている物にすごく興味があり、触れてみたくなるものですので、100%近くの子どもが使うという前提で考えなければいけないと思います。その中で、使い方などについて、最低限チェックする気持ちを持たせることが大切なのではないかと思っています。タバコは吸うと有害ということがパッケージに表示されているし、車を運転するときには自動車教習所で刑事上、民事上、行政法上の責任があると習い

ますが、それと同じようにスマートフォンも使い方によっては危険なものだという周知が必要で、スマートフォンを販売している事業者などが周知に努めていく必要もあると思います。

伊藤三千代委員

「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver.2」のリーフレット等を目を通し、これをやれば問題は起きないのではないかと思いましたが、実際にはフィルタリングが70%弱しか行われていない状況にあり、使いづらからといった理由で外してしまっているとの説明がありました。これはどうしたらいいのかと考えましたが、親の責任で意識を持ってもらうことが大切であると思いました。少し前になりますが、知り合いの中学生の母親から、突然子どもが学校へ行きたくなくなったとの話があり、その理由は、子どもが入っているLINEのグループとは違うグループで悪口を言われていて、それを友達から聞かされ学校へ行きたくないとのことでした。母親は学校でLINEが禁止されているということを知りながら、子どもがLINEのグループに入らないといじめにあうのではないかと思ひ黙認していましたが、被害にあってしまいました。子どもが被害にあって初めてその怖さを知ったとのことでした。学校へ相談したところ、学校は素早く適切な対応をしてくれたとのこと、母親も安心しており、先生方の指導にも感謝しておりました。

当事者になってから保護者がこういうことに気付くことの怖さに対して、どうしたら一番良いかと思いましたが、鉄は熱いうちに打つということがベストではないかと思いました。「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver.2」など、これだけ良いものがあって、授業参観などで伝えていても、家庭によって考え方や受け取り方が違うことを考えると、小学校低学年のうちに保護者と一緒に、携帯電話は便利だが使い方が大切で、こういう危険もあるから気を付けようということを考える時間が必要だと思います。家庭に持ち帰ってやってくださいと言ってもそれをやる余裕のない家庭も多いのではないかと考えたときに、それは教育の場でしっかりと時間を取ってやってもいい事案ではないかと思いました。子どもに携帯電話を持たせると決めた時点で保護者の責任になると思いますが、保護者自身も携帯電話やスマートフォンがどういう怖さを持っているものを分からない方も多いと思うので、保護者を教育するというのも大切で、そこからやっていかないと間に合わないのかもしれないと思いました。実際にそれを学校の教育現場でやるのかというとなかなか難しいかもしれませんが、やって貰いたいという思いもあります。

大森委員

スマートフォンの使い方について、何時まで、これはこういう使い方ではない、ご飯を食べる時はやめなさいというように、子どもたちと毎日攻防を繰り返してあります。疲れることもありますが、親の責任として、諦めてはいけないと思ひ日々戦っています。そのような中で、今年度子どもが学校で教えて貰ってきたことで分かりやすいと思うことがありました。デジタルデバイスを使用する入り口として、IDとパスワードが設定されて

いると思いますが、ID、パスワードという文言ではなくて、IDは自分の家の住所、パスワードは家の鍵だから絶対に他人に渡してはいけないと指導されてきました。こういう伝え方をすると子どもは理解するのだと私も気付かされました。他市ではパスワード管理などに関連して児童の命が失われる事案が発生していることを踏まえると、本市の教育現場は子どもたちにしっかりと伝えていて自慢できるものであると思いました。一方で子どもたちの生活環境は急速に変わっていて、世界的にも変化する中で、ユニセフが1年前に「レポートカード16」を発表しました。今年の2月には日本語翻訳版も出されています。その中で先進国の子どもの幸福度を様々な指標で測っているのですが、インターネットの利用が2時間以下の子どもは精神的幸福度が高いという話も出ています。レポートでの子どもとは高校生までなので、2時間というのは小学生では多いのですが、発達段階に応じてどれくらいが適正な利用時間なのかといったことや、先程、教育センターから発達段階ごとに身に付けるべきITリテラシーについて情報モラル教育がなされているとの説明がありましたので、学校現場ではこういうことをこういう段階で伝えていきますという話を家庭にもしてもらえると、私たち保護者も学校とともに子どもたちを育てていかなければという自覚がさらに増すと思います。是非よろしくお願いします。

檜山委員

スマートフォンや携帯電話の所持率のデータを見ていくと、段階的に小学校中学年から高学年くらいまでは同じくらいのパーセンテージの上昇になっていますが、小学校6年生から中学校1年生にかけて格段に所持率が上がっています。何月に購入しているかはわかりませんが、やはり小学校から中学校に上がる時に所持率が増えている現状でありますので、その部分での指導が重要になってくると思っています。中学生になると、別々の小学校から上がってくるため、これまでのコミュニティから新たなコミュニティが出来上がってきますが、その中で一番問題が起きやすくなってくると思います。小中一貫教育という形の中でも、スマートフォンや携帯電話の部分に関しては、時間を割いて必要な指導をしていかなければいけないと思います。

皆さんも仰っていましたが、いずれはほぼ100%の子どもが所持するようになると思いますし、所持する年齢も低年齢化するので、もっと早い段階でしっかりとした使い方を学ばせなくてはならないと感じました。「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver.2」についてですが、なかなか難しいところもあると思います。大人は仕事以外の部分で、自分の遊びや趣味に時間をかける人もいると思いますが、親が自分の好きなことに時間を費やしている間、放っておかれる子どもは、自分のスマートフォンの使い方などについて、親に何かを言われれば釈然としない気持ちは生まれると思います。その部分に関しても子どもと話し合うのが一番いいと思いますが、なかなかそうもいかない場合もあると思いますので、その辺で親の教育という部分も重要になってくると思います。

今の小中学生の親の年代ですと、早いと中学生くらいから携帯電話を持

っていた人もいます。私が20歳のころは、まだポケットベルの時代でありましたが、当時はPHSなども出だして、それを持っている友達もいました。そういう人たちが親の世代なので、使い慣れている方もいれば、大人になってから持たれた方もいるので、親の情報機器への習熟度の差も確実に出てくると思います。ガラケーを使っている人もいれば、新しい機種が出るとすぐに乗り換える人もいるので、単純にこの共同宣言を渡して親に指導してくださいと言っても、親の知識が足りていないと、何を指導して良いのか分からないという部分もあるのではないかと思います。先生方には情報モラル教育の研修を行っているように、保護者に対しても指導するというのは実際にはなかなか難しいと思いますが、そういう部分の均一化を図っていきける努力も必要ではないかと思います。

小堀教育長

2点ほど話をさせていただきたいと思います。まずは、所持率に関してですが、中学3年生は約8割が所持している一方で、約2割は持っていないということです。生徒と保護者が相談のうえで持っていないのだと思いますが、どのように家庭での理解をさせているのか関心があります。また、持っていない2割の子が、持っている子から仲間外れにされるとか、いじめにあわないかということは心配にもなります。もう一点は、今のスマートフォンや携帯電話などの科学技術の進歩は物凄い勢いで進んでおり、科学技術の進歩に教育が追い付いていないという現状があると思います。なかなかそれを教育が追い越すことは難しいと思いますが、なるべく大きく差がつけられないように教育を推進していかねばならないのではないかと考えております。

佐藤市長

皆様から様々な意見をいただき、ありがとうございます。

皆さん非常に心配をされているように、社会全体で捉えなくてはならない問題であることは間違いありません。以前、新幹線で東京に行った時に、修学旅行の子どもたちに遭遇しましたが、全員が携帯電話を見ていました。景色などは見ずに、4人掛けの席でゲームをやっているのかわかりませんが、ただひたすら静かに携帯電話を見ているという状況を見かけました。トランプをやったり、お菓子を食べたりというような我々の時代の光景はなくなってしまったのかなと思いました。それだけ子どもたちにとってもスマートフォンや携帯電話がなくてはならないものになっているのだと思います。

そういう中で、事件や犯罪に巻き込まれないことが一番大切だと思います。後で教えて貰いたいのですが、フィルタリングを100%にしようということは、フィルタリングを設定しない子はなぜそうなっているのか理由がわかれば教えて貰いたいと思います。また、自分は絶対にそういう犯罪などには巻き込まれないという子もいると思います。「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver. 2」の2ページ目に、ネットゲームのOK, NGというのが事例として掲載されており、ゲームに夢中になったあまりに高

額な請求をされたとあります。高額な請求とはどのくらいの額なのか、どのようにゲームをやったら請求されてしまったのかということ、リーフレットには載せにくいと思いますが、先程、学校の教育の中で時間を設けて実施しているという説明がありましたので、そういう中で具体的に説明して貰うと違うのではないかと思います。我々が小学校の頃、飲物の空き瓶の中に花火を詰めて鳴らすことが流行っていましたが、花火の詰めすぎにより、瓶が破裂して指まで失ってしまうことが発生して、全校集会の中で校長先生がその話をした後は、やんちゃな子どもたちもさすがにやらなくなりました。過激であってはならないと思いますが、事実としてそういう事例なども提供してあげると違うのではないかと思います。

いずれにしても、今、教育現場が抱え、扱う範疇というのは大変広がっており、教育長からは科学技術の進歩に教育が追い付いていないという話がありましたが、当然のことだと思います。GIGAスクール構想にしても、先生全員がICTに精通しているということはないので、先生たちは一生懸命に勉強をしているわけであります。そのような状況の中で、教育委員の皆さん、PTAの方々と連携を取っていかないと対応できないということが、これからますます増えてくると思いますので、お力をいただければと思います。そのようなことを皆さんのご意見から感じ取らせていただきました。

学校教育課長

先程のフィルタリングの件につきましては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」というものがあり、スマートフォンの業者は、販売する時にフィルタリングの設定が義務付けられています。このため、当初は必ず設定されているのですが、いろいろな調べ物をする時につながらないサイトがあるということで、子どもたちは何かと理由をつけて、折角購入時に設定したフィルタリングを解除してしまっている状況にあります。初期設定ではしっかりと設定されていますが、そういう理由で次々と解除されているという状況です。

伊藤一委員

禁止されているものが面白そうと思ってしまうものです。

檜山委員

行ってはいけないという場所に行ってしまうのと一緒に、そこで痛い目を見るとわかるのですよね。擦り傷くらいならいいのですが。

佐藤市長

取り返しのつかない状況になることは避けなければいけないので難しいところですよ。

伊藤一委員

やはり低学年のうちは保護者がかなり時間制約しなければいけないと思います。低学年のうちは理屈はいらなと思うので、ダメなものはダメと伝えることが必要で、そうしていくうちに良かったということも出てくると思います。ある程度自分ができてきた段階で、ダメなものはダメと言え

ばそれはなぜなのかという話になるので、発達段階に沿って、保護者にしっかり見て貰って、それを教育側がサポートすることが大切なのだと思います。

佐藤市長

5Gなどもこれからどんどん普及していくと思いますが、4Gと違ってアンテナの届く範囲がだいぶ狭くて、4Gの5倍くらい建てなければいけないと言われていました。ただし、ダウンロードなどは今まで2～3分かかっていたものが、わずか5秒ででき、2時間の映画もそのくらいでダウンロードできてしまうとのこと。本当に便利さが増すのだと思いますが、そういう時代になれば、次々と対応していかなくてはいけないことが出てくるというように、もぐらたたきのような状況がこれからも続くのではないかと思います。便利なものを上手に使うと大きな武器になり、本当にすごい社会の発展にもつながるので、素晴らしいと思いますが、うまく使えなかったり、使い方を誤ったりすると逆に自分が苦しめられるようになってしまう可能性もあるため、十分注意が必要だと思います。

先程申し上げたとおり、教育委員の皆さんにはこれからますますお力をいただかなければなりませんので、今後ともお力添えを賜りますようお願いしたいと思います。

(4) その他

佐藤市長

次に「その他」になりますが、教育委員会の皆様から何かございますか。

(特になし)

佐藤市長

ありがとうございました。
それでは、進行を事務局に戻します。

(5) 閉会

青木教育次長

以上で、令和3年度第1回宇都宮市総合教育会議を閉会いたします。
ありがとうございました。